営利目的での大学の名義使用に関する承認ガイドライン 研究支援・産官学連携センター 知財法務部門

【背景と目的】

「国立大学法人徳島大学等における名義使用に関する要項の制定」(令和2年7月21日学長裁定)を受け、研究支援・産官学連携センター知的財産専門委員会において、営利目的での大学名義使用にかかる審議を行うこととなった。

そのため、営利目的の大学名義使用に関する承認ガイドラインを制定する。

【営利目的での大学名、研究成果活用マーク等使用に係る承認基準ポリシー】

製品、サービス等、大学名の商用利用は、大学の技術力と産学連携のアピールのために 有効ではあるが、大学が製造物責任や各種法規に抵触するなど不要な責任を負わないよ う責任の所在を明確にし、注意して進める必要がある。そのため、知的専門委員会では徳 島大学名義の使用に係る内容が、以下の事項に該当しているかを確認する。

- 1. 徳島大学における研究成果の事実に基づく説明になっているか: 当該の商品、サービス、宣伝広報における徳島大学名義の使用に係る記載内容が徳 島大学独自の研究成果、あるいは徳島大学との共同研究や受託研究等の研究成果の事 実に基づいていること。
- 2. 徳島大学における研究成果の範疇から逸脱していないか: 当該の商品、サービス、宣伝広報における徳島大学名義の使用に係る記載内容が徳島大学の研究成果に限定した内容であること。
- 3. 大学名義使用における条件を当該企業が合意しているか:
 - ・営利目的に商標登録している研究成果活用マーク等を使用する場合は、別途、商標 使用許諾契約書等を締結し、原則有償とすること。
 - ・営利目的に大学名を使用する場合は、既定の名義使用許可申請書に必要な書類を添えて提出すること。「国立大学法人徳島大学等における名義使用に関する要項の制定」 (令和2年7月21日学長裁定)
- 4. 宣伝内容が各種法規に抵触していないか:
 - ・徳島大学は製品、サービスの製造販売あるいは宣伝広報の内容に関わる一切の責任 を負わないこと。また製造物責任が及ぶと誤認されるような表示をしないこと。 機能性や効能の説明が、薬機法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法、不正 競争防止法などに抵触するおそれがないか確認する。

「徳島大学との共同開発」「徳島大学と開発した」等の文言は、大学が製品開発に関

わったと捉えられ、製造物責任が大学に及ぶリスクがあり適切ではない。 「徳島大学の研究シーズ(成果)を基に○○社が開発」などとすべきである。

- (参考) 商品の宣伝内容、製品表記における注意点
 - ・医薬品以外は記載できない表記例 免疫力アップ、抗ガン作用、抗アレルギー作用、コレステロール低下作用、血 糖上昇抑制作用など薬効、効能に関する表記は不可。
 - ・利用者の効果効能の感じ方に違いがあり、誇大表記に該当する表記例 疲労回復効果、満腹感が得られる、アンチエイジングなど
 - 客観的な根拠に基づかずに下記の用語は使用しないこと。
 - ・「治る」、「効く」、「消える」
 - ・「100%」、「完全」、「完璧」、「絶対」
 - ・「最高」、「最高級」、「抜群」
 - 「特選」、「厳選」「保証」、「確実」
 - ・「徳島大学だけ」など
 - ・対策:実際の実験データ、科学的根拠、客観的データ等に基づいた事実のみを記載すること。

(良い例)

ラットに対し、 $\bigcirc\bigcirc$ を XX, YY, ZZ mg/kg/日 をそれぞれ 2 週間経口投与したところ、プラセボ群と比較して、それぞれ XX, YY, ZZ %と用量依存的に総コレステロール値の低下が認められた。

5. 大学研究者が商品の効果効能、機能、規格等を説明していないか: 記載内容に関して大学研究者に責任が及ぶおそれがある。

(悪い例)

この空気清浄機は、部屋のウイルス量を99%除去します。

製品の機能や規格の説明をすることで製造物責任が問われる。製造販売責任があるメーカー側が説明すること。

【審議に必要な根拠資料の提出】

大学名、研究成果活用マーク等を使用する商品およびサービスごとに提出

- ■承認ポリシー1.および2.の確認
 - ✓ 商品、サービスの内容と該当する研究成果に関する研究報告書、論文、学会 発表、特許等、研究実施の事実との紐づけが確認できる資料
- ■承認ポリシー3., 4.および5. の確認
 - ✓ 当該企業との研究成果活用マーク等に関する商標使用許諾契約書
 - ✓ 大学名義使用に関する名義使用許可申請書と関係書類
 - ✓ 商品、サービスの使用形態、宣伝内容(広告原稿等)および宣伝媒体が確認

できるもの。

商品広告(web含む)、プレスリリース、宣伝用パンフレット、製品パッケージ等。

また、安全性に懸念があると判断した場合は、別途安全性が確認できる根拠資料を求めることがある。

以上。